

## よくあるご質問



兵庫県マスコット  
はばタン

**Q1. 濃厚接触者に該当しないものの、PCR又は抗原検査を受けたいが、どのようにすればよいでしょうか。また費用はかかりますか。**

### ◆症状のある方

咳や発熱、倦怠感等の症状があるなど、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあると総合的に判断した場合は検査を受けていただくことになります。まずはかかりつけ医やお近くの医療機関へ一度電話をしたうえで受診するようにお願いいたします。

かかりつけ医がいない、もしくは近隣の医療機関がわからない場合は、お住まいの市町を管轄する健康福祉事務所(保健所)または新型コロナ健康相談コールセンター(078-362-9980)にご相談ください。

費用について、医師が新型コロナウイルス感染症を疑い、検査をする必要があると判断した場合、検査にかかる自己負担はありません。ただし、受診に伴う初診料など、PCR又は抗原検査以外の費用については自己負担が発生しますのでご了承ください。

### ◆症状のない方

症状がないものの感染不安があるという場合は、感染拡大傾向時の一般検査事業による無料検査を利用いただくことができます。

検査実施場所など詳細は、県ホームページ「PCR検査・抗原定性検査の無料実施について」を参照いただくか、兵庫県PCR検査等無料化事業事務局コールセンター(078-845-9011)にお問い合わせください。

また自己負担が発生しますが、自費検査として検査を受けていただくことも可能です。検査ができる医療機関等については、厚生労働省ホームページ「自費検査を提供する検査機関一覧」を参考にしてください。

(参考)

- ・PCR検査・抗原定性検査の無料実施について(兵庫県ホームページ)
- ・自費検査を提供する検査機関一覧(厚生労働省ホームページ)で検索ください。



**Q2. 濃厚接触者に該当するが、日常生活上の注意点を教えてください。**

正しいマスクの着用、咳エチケットや手洗い・アルコール消毒の徹底をお願いします。

また不要不急の外出は自粛してください。やむを得ず外出する場合は、ごく短時間で、公共交通機関の利用は控え、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒等の徹底をお願いします(マスク着用時は熱中症に注意ください)。

### Q3. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、家庭ではどんなことに注意すればよいでしょうか。

ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

また、ご家族が濃厚接触者となった場合、濃厚接触者以外のご家族の就業については、感染症法上は取り決めがありませんが、ご自身の職場等とご相談ください。

あわせて、以下の8点に注意してください。

- ①部屋を分ける
- ②感染が疑われる家族のお世話はできる限り限られた方で行う
- ③マスクをつける
- ④こまめに手を洗う
- ⑤換気をする
- ⑥手が触れる共有部分を消毒する
- ⑦汚れたリネン、衣服を適切に洗濯する
- ⑧ゴミは密閉して捨てる

(参考)

・新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の

家庭内での注意事項(2020.2.28)

(一般社団法人日本環境感染学会ホームページ)

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikkou.pdf>

・新型コロナウイルス自宅療養者の健康管理について(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/jitakutaiki.html>



### Q4. 職場で感染者が発生した場合の対応、どのように対応すればよいでしょうか。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき感染対策を徹底していただければ、職場での濃厚接触者には該当せず、職場の休業等の必要は無いと考えます。

ただし、食堂、休憩室や喫煙室などの共有スペースで、感染可能期間中(※1)に、陽性者と、手が触れることのできる距離(目安として1メートル)で、どちらか一方でもマスクを着用せず(鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態も含む)、15分以上の会話があった場合には、濃厚接触者の定義に該当しますので、陽性者との最終接触日より5日間の自宅待機等のご対応を速やかにお願いします。

陽性者が触れたと思われる場所(ドアノブ、スイッチ等)については、アルコール消毒液(70%~80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用い消毒を行ってください。廊下等の共用部分は、基本的に通常の清掃で問題ありませんが、必要に応じ、通常お使いの清掃会社等に相談ください。

(※1)感染可能期間中とは、陽性者が有症状の場合は発症日よりも2日前以降(陽性者が無症状の場合は検査日よりも2日前以降)から療養終了日までをいう。

(参考)

・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/>

・健康観察アプリ例(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/health/>



ご自身や大切な人の健康を守るために、  
ご理解・ご協力お願いいたします

兵庫県健康福祉部感染症対策課